

常陸太田市内遺跡調査報告書

第 11 集

2 0 1 8

茨城県常陸太田市教育委員会

常陸太田市内遺跡調査報告書

第 11 集

国指定史跡及び名勝 西山御殿跡（西山荘）

2 0 1 8

茨城県常陸太田市教育委員会

序

常陸太田市は、平成16年12月1日の1市1町2村の合併により、県内第1の面積を誇る市になり、市域には300か所を超える埋蔵文化財包蔵地がみられ、県内第2位の規模を誇る前方後円墳の梵天山古墳をはじめ、全長100mを越える星神社古墳と高山塚古墳、久慈郡衙の推定地とされる長者屋敷遺跡など、貴重な遺跡が数多くあります。

当市では、これらの貴重な遺跡の保護・保存を図るとともに、その性格を明らかにすることで活用を図ることができるようにすることを目的として、市内遺跡事業に取り組み、調査を進めてまいりました。

本報告書は、それらの調査の成果を報告することを目的として刊行するもので、平成28年度に実施された西山御殿跡（西山荘）の確認調査で得ることができました成果について盛り込みました。

当市では、総合計画のなかで「地域資源に磨きをかけた観光の振興」をかかげ、その中で歴史資源の保護と活用を進めております。文化財とその周辺環境も含めた総合的な文化財保護及び活用施策の充実を図り、歴史資源に磨きをかけ、地域の活性化に結びついていくものと考えております。本報告書が、そのような歴史資源の保護・活用の一助になるとともに、この成果が少しでも多くの方々のお役に立つことができれば幸いです。

最後になりましたが、調査から報告書の刊行までご指導・ご協力を賜りました皆様に、厚くお礼申しあげます。

平成30年3月

常陸太田市教育委員会
教育長 中原 一 博

例 言

1. 本書は、平成 28 年度国補助事業として実施した常陸太田市内遺跡の発掘調査報告書である。
2. 本報告書に掲載した調査は以下のとおりである。

平成 28 年度事業 国指定史跡及び名勝 西山御殿跡（西山荘）確認調査
3. 調査は常陸太田市教育委員会が主体となり、茨城県教育庁総務企画部文化課の指導を受けながら、文化課文化振興係係長 西野保及び文化課文化振興係主任 山口憲一が担当して実施した。
4. 本書の執筆は、西野・山口が担当し、山口が編集した。
5. 遺構平面図や断面図、遺物実測図の縮尺については統一せず、各挿図にスケール等で示した。
6. 色調表現は、新版標準土色帳（農林水産技術会事務局監修 2000 年版）に従った。
7. 本調査に関する遺物、図面、写真等の資料は常陸太田市教育委員会が一括して保管している。
8. 発掘調査及び整理作業の参加者は以下のとおりである。

整理作業 軍司有紀
9. 出土した木製品の樹種同定については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所木材加工・特殊研究領域組織材質研究室安部久氏に鑑定を依頼し、鑑定書は付章として巻末に掲載した。
10. 調査から報告書刊行にあたっては、所有者である公益財団法人徳川ミュージアムをはじめ、下記の関係機関・各位よりご指導・ご協力を賜りました。

文化庁文化財部記念物課、茨城県教育庁総務企画部文化課、清水 哲、ナカヤ建設（株）、株式会社プレック研究所
11. 平成 28・29 年度の事務局は下記のとおりである。

常陸太田市教育委員会	教 育 長	中 原 一 博
同	教 育 次 長	菊 池 武（平成 28 年度）
同	教 育 次 長	生 天 目 忍（平成 29 年度）
常陸太田市教育委員会文化課	課 長	大 畠 敬 一
同	課 長 補 佐	高 橋 知 之
同 文化振興係	係 長	西 野 保（平成 28 年度）
同 文化振興係	係 長	助 川 喜 作（平成 29 年度）
同 文化振興係	主 幹	大 津 亮 三（平成 28 年度）
同 文化振興係	主 幹	山 田 明 日 香
同 文化振興係	主 任	山 口 憲 一
同 文化振興係	主 事	田 所 由 妃（平成 29 年度）

目 次

序	
例言	
目次	
第1章 西山御殿跡の概要	1
第1節 地理的環境	1
第2節 歴史的環境	2
第2章 調査目的と経過	5
第1節 調査の目的	5
第2節 調査の経過	5
第3章 調査の方法と概要	6
第1節 調査の方法	6
第2節 調査の概要	6
第4章 考察	10
付章	13
写真図版	15
報告書抄録	23

挿図目次

第1図 西山御殿跡（西山荘）位置図
第2図 西山御殿跡（西山荘）周辺遺跡位置図
第3図 管理事務所建替範囲及び確認調査範囲図
第4図 トレンチ位置図
第5図 土層断面実測図
第6図 出土遺物実測図

写真図版目次

図版1 調査区全景	図版4 Fトレンチ1（北西から）
Aトレンチ（東から）	Fトレンチ2（北西から）
Aトレンチ（南東から）	Fトレンチ3（北西から）
図版2 Aトレンチ土層断面（南から）	図版5 W1
Bトレンチ（東から）	W2
Cトレンチ（東から）	
図版3 Dトレンチ（東から）	
Eトレンチ（北西から）	
Eトレンチ拡張部	

第1章 西山御殿跡の概要

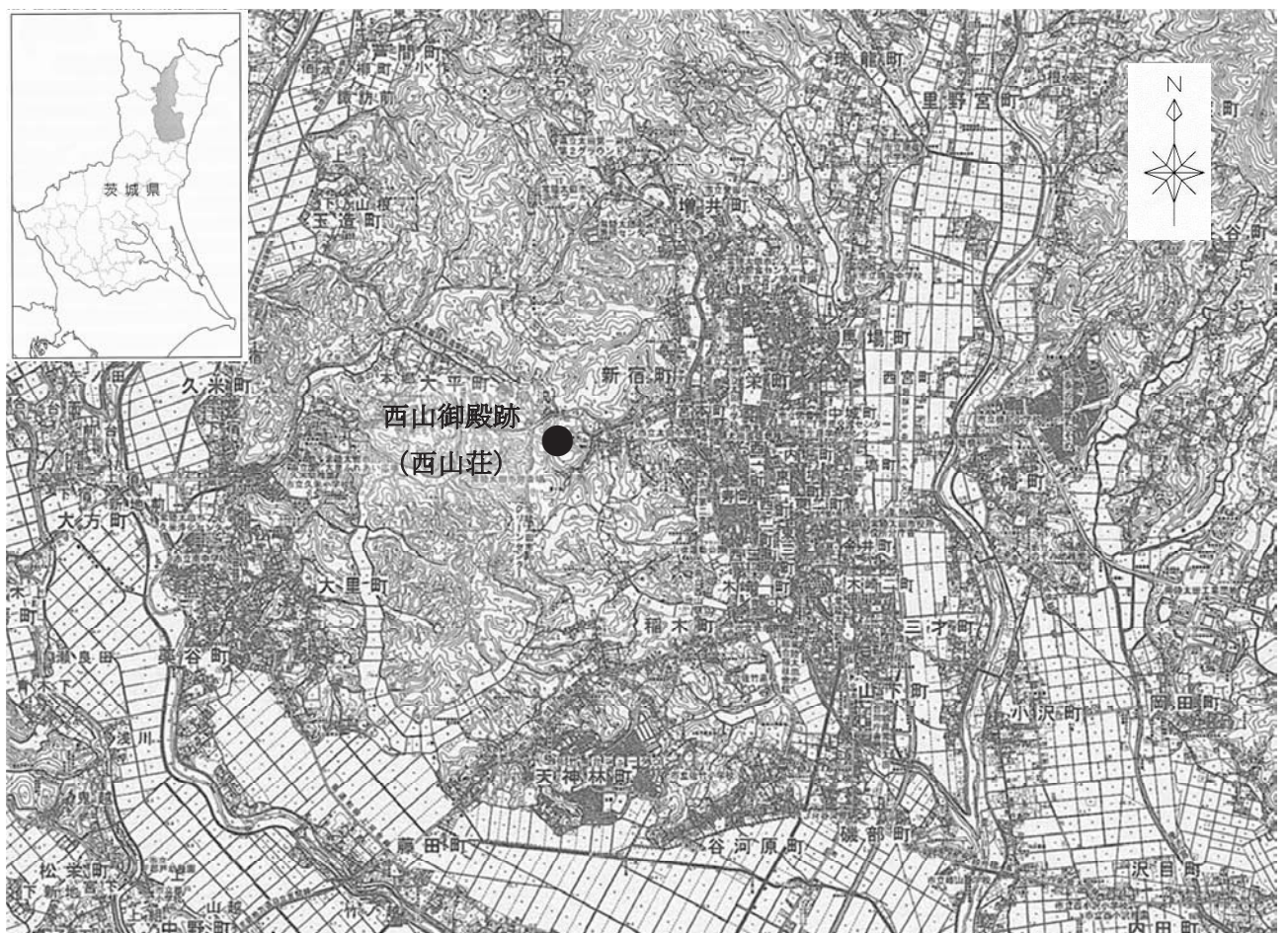
第1節 地理的環境

西山御殿跡は、常陸太田市新宿町字西山及び西山谷津の標高 34m付近に所在し、近世水戸藩の藩庁があった水戸城から北に約 20 kmの距離にあたる。

常陸太田市は、関東平野の最北端に位置し、市の南端を西から東へ久慈川が流れ、南北に縦断するように久慈川の支流の里川、山田川、浅川が流れている。平成 16 年（2004）12 月 1 日に金砂郷町、水府村及び里美村との合併により、東は阿武隈高地を挟んで高萩市と日立市に、南は久慈川を挟んで那珂市に、西は常陸大宮市と大子町に、北は福島県矢祭町に接している。

新宿町は里川支流の源氏川の西側に広がり、源氏川と北から舌状に延びる丘陵の東斜面に沿って集落が形成されている。この丘陵は複雑に小さな谷津が入り込み、その一つの谷津沿いに西山御殿が築かれ、谷津の下流はレストハウス「桃源」とその庭園、駐車場となり、そのさらに東に集落が営まれている。この付近は昭和後期までは水田があり、西山御殿跡の南の奥には桜谷津と呼ばれるため池が明治期に設置され、不老池とともに下流の灌漑用水として利用されていた。

里川の東側の阿武隈高地が変成岩で構成されているのに対し、里川の西側は新生代の堆積岩で構成されており、大門層の砂岩や瑞龍層の泥岩の層が基盤をなし、西山御殿跡周辺も表土のすぐ下は岩盤である。西山御殿は、谷津沿いの泥岩層の斜面を削って平場を造成し、そこに建物が建てられた。



第1図 西山御殿跡（西山荘）位置図（1：50,000）

第2節 歴史的環境

西山御殿跡の所在する新宿町周辺は、中世佐竹氏の居城であった太田城(舞鶴城)の西方にあたる。ここでは、周辺の歴史について時代を追って述べることにする。

縄文時代の遺跡は、西山御殿跡東方の鯨ヶ丘の丘陵上の馬場遺跡や南方の稲木町の稲木遺跡、天神林町の長瀬平遺跡、谷河原町の坂口遺跡などがある。

弥生時代になると、前述した各遺跡のほか、元太田山遺跡、磯部遺跡があり、これらの遺跡からは、弥生時代後期後半の十王台式土器が採集されている。

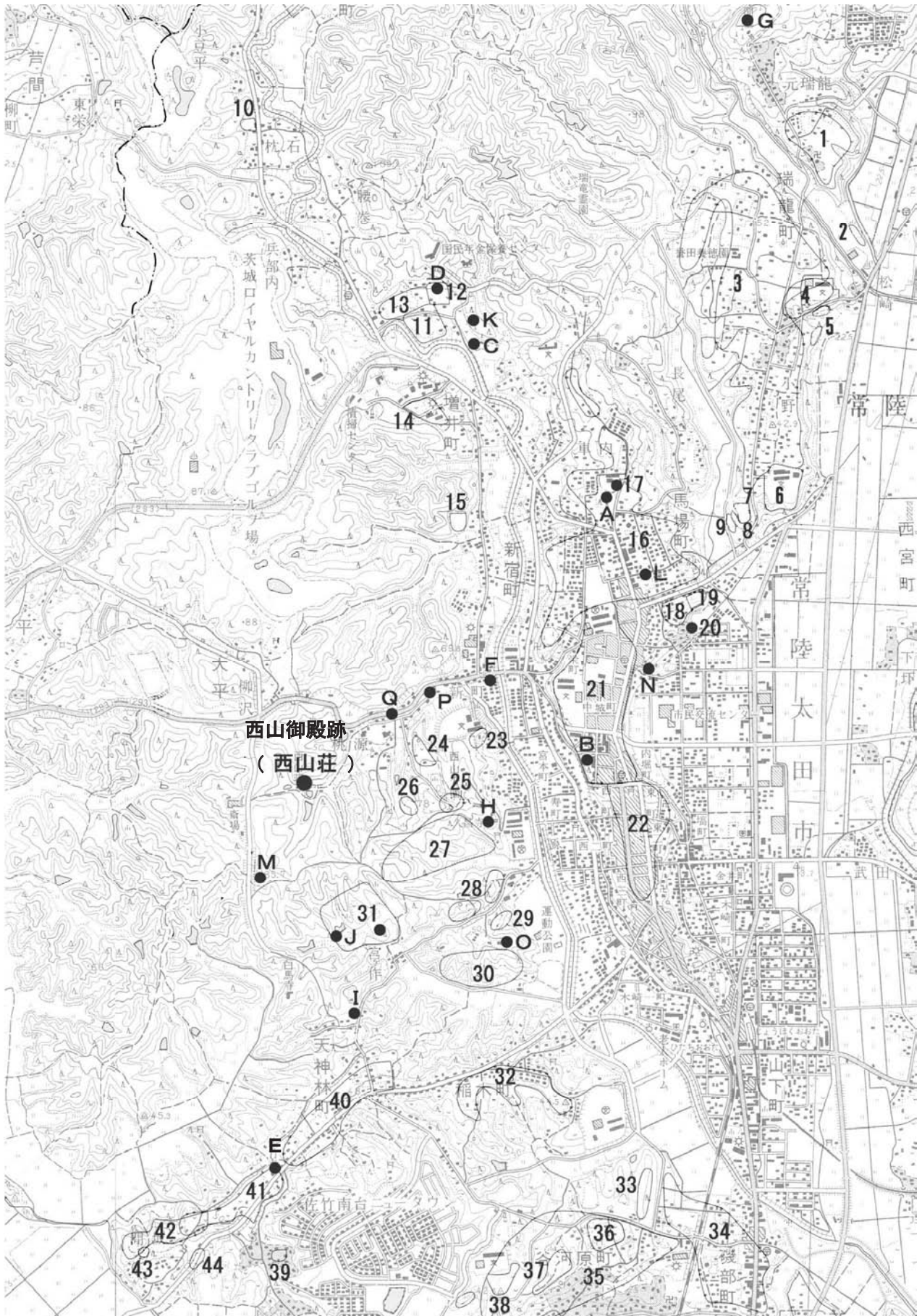
古墳時代になると周辺の集落は増加し、縄文・弥生時代の遺跡のほかに、鯨ヶ丘遺跡にも集落が営まれたほか、梵天山古墳や星神社古墳など全長100mを超える古墳が存在し、瑞龍古墳群、白鷺古墳群、稲木古墳群など多くの古墳が造られた。また、西山御殿跡周辺の古墳時代の特徴としては、丘陵崖面に横穴墓が営まれたことであり、馬場横穴墓、陣馬横穴墓群、元太田山横穴墓群、山吹山横穴墓群、所ヶ塚横穴墓群、三味堂横穴墓群、宮ヶ作横穴墓群、谷河原横穴墓群が営まれた。西山御殿跡東方の丘陵頂上付近には元太田山埴輪窯跡がある。

中世にこの地方を支配したのは、佐竹氏である。平安時代の末に馬坂城に居を構え、3代隆義の時に小野崎氏が居城としていた太田城に移り、天正19年(1591)に水戸城に移るまで本拠としていた。太田城の周辺には、小野崎城のほかにも今宮館跡、馬淵館跡といった佐竹関連の城館跡がある。佐竹氏に関する寺社としては、太田城の北に佐竹氏の守護神であった八幡宮がある。馬場八幡宮と呼ばれ、源義家が熊野社を祀ったことに由来し、天正8年(1580)に佐竹氏19代義重によって造営された社殿は、市の指定文化財になっている。

近世になると、平安時代末から470年間この地を治めていた佐竹氏は秋田へ国替えとなり、徳川氏の支配地となった。西山御殿のほかにも水戸徳川家歴代墓所の瑞龍山(国指定史跡)があることから、太田の地は水戸徳川家にとっても重要な地であった。また、水戸藩北部からの物資の集積地として問屋中心の商業活動が発展し、市が展開され、穀類やたばこ、紙などが扱われ、那珂湊とともに水戸藩の商業の中心地となった。鯨ヶ丘の丘陵から西山御殿へ向かい、太田村と新宿村の境にある源氏川は、元は増井川や西川とも呼ばれていた。橋の袂の新宿村側には、水戸藩の支藩である岩城守山藩2代藩主松平頼寛が宝暦7年(1757)に瑞龍山と西山御殿を訪れたときに建てた「常州西山碑」がある。碑文は頼寛の撰文であり、頼寛が光圀を厚く尊敬していたことをうかがい知ることができる。

西山御殿の北東には、前述した国指定史跡水戸徳川家墓所(通称瑞龍山)がある。儒教の教えに基づき、光圀が定めた水戸徳川家独自の埋葬様式で、15万㎡を超す広大な山中に、藩主とその夫人、連枝と呼ばれる支藩の藩主、藩主の兄弟姉妹などの墓がある。旧久昌寺は、光圀が生母である久の菩提を弔うために延宝5年(1677)に水戸の経王寺を移して開いた寺で、付属の三味堂壇林には盛時で3,000人の僧が学んでいたといわれている。幕末になると荒廃してしまったため、明治3年(1870)に末寺の蓮華寺と合併して現在地に移ったもので、県指定文化財の『日乗上人日記』などを収蔵している。県指定史跡の山寺水道は、旧久昌寺の生活用水を確保するために、光圀が永田円水に命じて造らせた全長約2kmのトンネル状の水道である。永田円水は水戸城下の笠原水道や辰ノ口用水などの水戸藩の治水や土木事業に功績を残し、旧久昌寺墓所の一角に葬られ、墓は市指定史跡になっている。

正宗寺の墓所の一角には、大日本史編纂にあたって資料収集に各地を巡り、光圀の隠居時には近侍していた佐々宗淳の墓がある。このほか光圀にゆかりのある場所として、元禄11年(1698)に光圀の指示により設けられ、一般民衆を対象とし、儒学の講釈が行われた場所である馬場御殿や光圀が出かけた際に休憩所として使っていた場所である傘御殿がある。傘御殿の名前の由来は、傘のような日除



第2図 西山御殿跡（西山荘）周辺遺跡位置図（1：25,000）

けを立てていたことからこの名がついたという。

光圀没後の宝永4年(1707)には、中山備前守が旧太田城の一角に屋敷を構え、当時は「太田御殿」とも呼ばれていた。9代藩主齊昭は、旧太田城の一角に庶民の教育の場である郷校「益習館」を設置し、医学や儒学などの教育を行った。また、中国の瀟湘八景を模して領内の景勝地を選んだ「水戸八景」を選定し、この地方からは「太田落雁」と「山寺晚鐘」が選ばれている。

西山御殿跡（西山荘）周辺遺跡一覧

番号	遺 跡 名	縄文	弥生	古墳	奈良平安	中世	近世
1	元瑞龍遺跡		○	○	○		
2	身隠山横穴墓群			○			
3	瑞龍遺跡	○	○	○	○		
4	瑞龍古墳群			○			
5	瑞龍横穴墓群			○			
6	小野崎城跡					○	
7	白鷺古墳群			○			
8	今宮館跡					○	
9	白鷺横穴墓群			○			
10	枕石遺跡	○		○	○		
11	勝楽寺跡					○	
12	正法寺跡					○	
13	森後台遺跡			○	○		
14	福寿台遺跡			○	○		
15	極楽寺跡						○
16	馬場遺跡	○	○	○	○		
17	亀の子古墳			○			
18	馬淵遺跡	○	○	○	○		
19	馬淵館跡					○	
20	馬場横穴墓			○			
21	太田城跡					○	
22	鯨ヶ丘遺跡			○	○	○	
23	陣馬横穴墓群			○			
24	元太田山遺跡		○	○			
25	元太田山埴輪窯跡			○			
26	元太田山横穴墓群			○			
27	山吹山横穴墓群			○			
28	所ヶ塚横穴墓群			○			
29	三味堂横穴墓群			○			
30	宮ヶ作横穴墓群			○			
31	旧久昌寺跡						○
32	稲木遺跡	○	○	○	○		
33	稲木古墳群			○			

34	磯部遺跡		○	○	○		
35	谷河原古墳群			○			
36	坂口遺跡	○	○	○	○		
37	谷河原台中遺跡	○	○	○	○		
38	吹上遺跡	○	○	○	○		
39	猪の手遺跡	○	○	○	○		
40	長瀬平遺跡	○	○	○	○	○	
41	押葉平遺跡	○	○	○	○	○	
42	馬坂城跡					○	
43	間坂貝塚	○					
44	間坂横穴墓群			○			

西山御殿跡（西山荘）周辺史跡一覧

記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
A	八幡宮	F	常州西山碑	K	佐々宗淳の墓	P	西山詩碑
B	若宮八幡宮	G	水戸徳川家墓所	L	馬場御殿	Q	西山山荘記碑
C	正宗寺	H	久昌寺	M	傘御殿		
D	那珂通辰の墓	I	山寺水道	N	太田落雁		
E	佐竹寺	J	永田円水の墓	O	山寺晩鐘		

第2章 調査目的と経過

第1節 調査の目的

今回の確認調査は、西山御殿跡（西山荘）の管理事務所建替えのため、周辺の樹木の抜根と既存事務所の基礎の確認、そして新たな管理事務所が遺構に与える影響の有無を確認するため、常陸太田市教育委員会が公益財団法人徳川ミュージアムの依頼を受けて行った。

第2節 調査の経過

本事業は、平成28年度国宝重要文化財等保存整備費補助金の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業として、国庫補助金の交付決定を受けて実施した。事業内容は、突上御門・櫓門・萩穂垣の修理、危険樹木の伐採及び管理事務所の解体・再建で、管理事務所の解体・再建に際して、遺構確認のための確認調査を実施することとした。

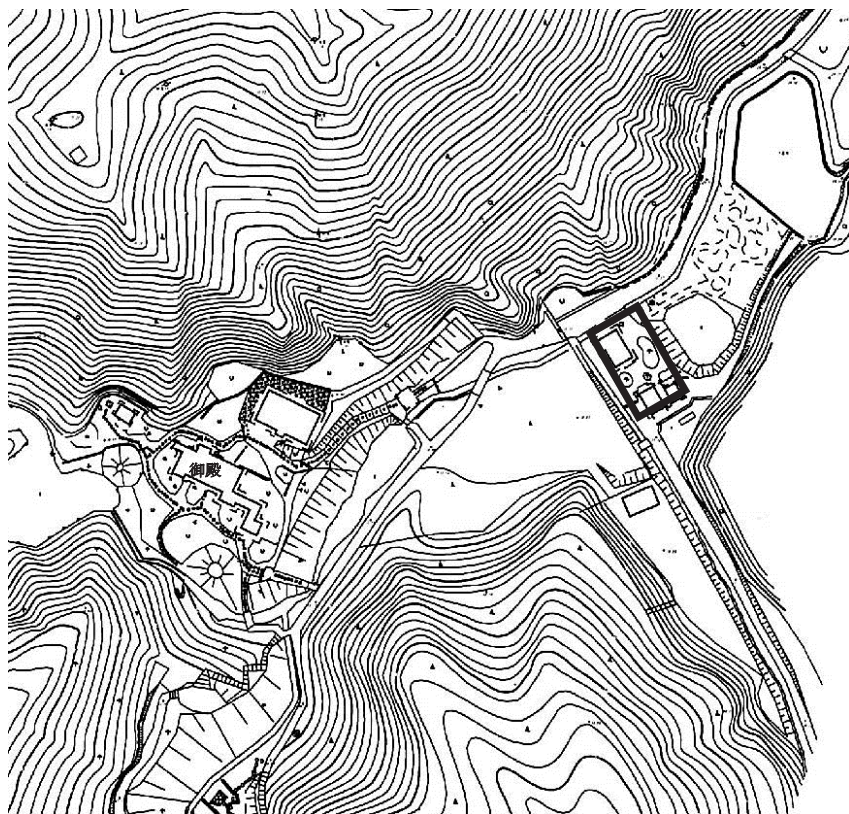
確認調査の実施にあたっては、現状変更の許可を得る必要があることから、所有者である公益財団法人徳川ミュージアムより、平成28年9月5日付で現状変更許可申請書が常陸太田市教育委員会に届出があり、茨城県を経由して文化庁へ提出し、10月21日付で現状変更の許可を受けた。

現状変更許可申請にあわせて、所有者から常陸太田市教育委員会へ確認調査の依頼書の提出をもとに、10月26・27日に第1次、11月4日に第2次、12月13日に第3次の調査を実施した。

第3章 調査の方法と概要

第1節 調査の方法

第1次調査ではトレンチを4か所に設定し、重機によって地山面までの確認を行い。第2次では第1次のトレンチ1か所を拡張し、遺構の範囲の確認を行った。第3次では、第1・2次の調査の結果に基づいた管理事務所の設計変更により、新たに2か所にトレンチを設定し、遺構の有無の確認を行った。



第3図 管理事務所建替範囲及び確認調査範囲図

第2節 調査の概要

〔第1次・第2次調査〕

再建する事務所の周囲及び解体する旧管理事務所の基礎の状況を確認するため、4か所にトレンチを設定（第4図）し、重機で表土を除去した。

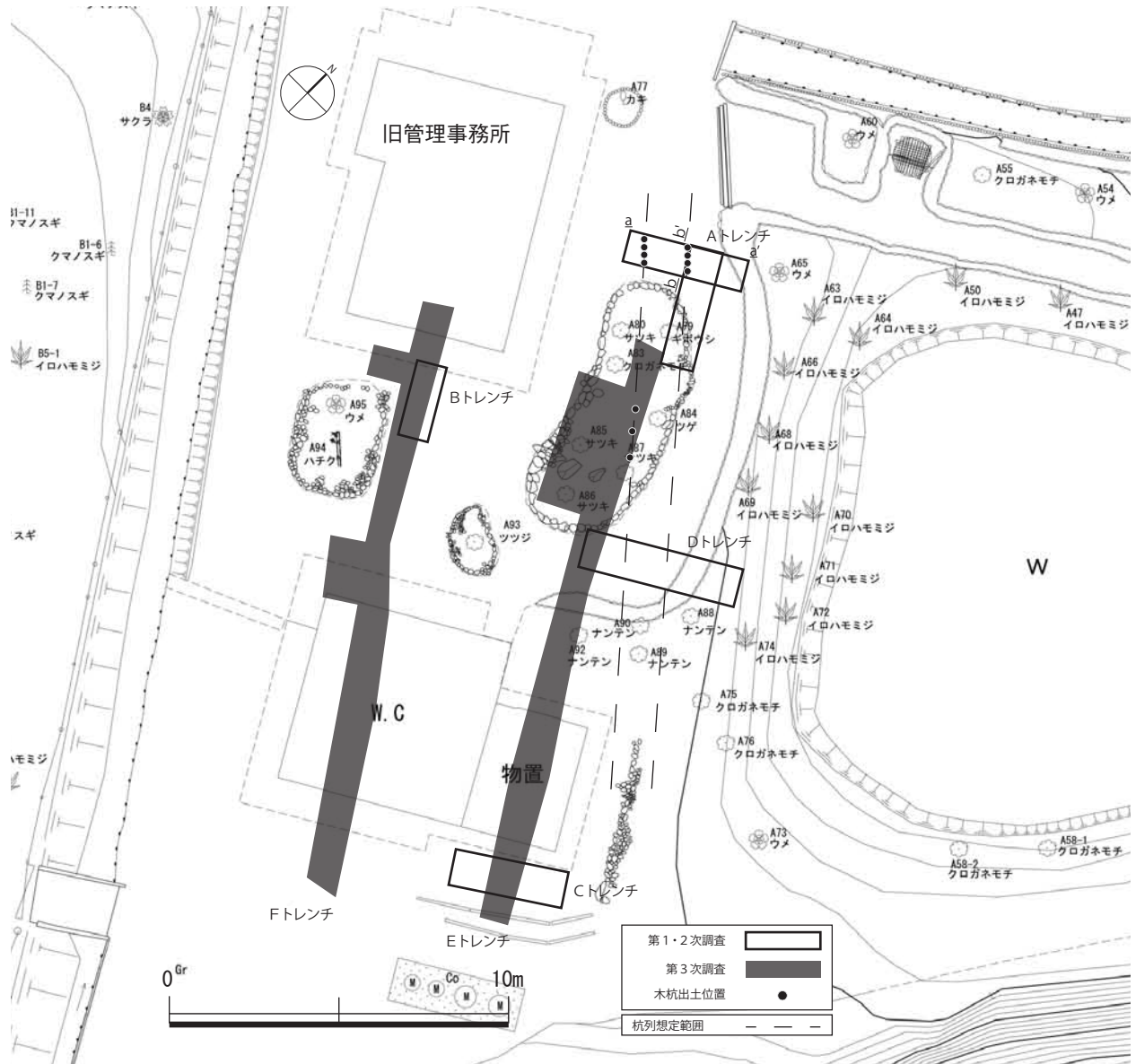
Aトレンチからは木杭を確認することができた。杭はトレンチの壁面に3本確認できたほか、表土除去中にも1本が確認された。杭は一部に皮が残るヒノキ材と考えられ、先端は四角錐状に加工がなされている。頭部は腐朽がみられるが、埋設されていたと思われる部分は残存状況が良かった。

Aトレンチは、遺構の状況を確認するため、第2次調査として直行するように拡張した。断面を確認したところ、地表から20～50 cmの泥岩のブロックを含む層は、整地などの地業の痕跡がみられないことから、攪乱層と判断した。また、この層の下層からは明治以降の陶器片が確認された。耕作土層と判断した層は、炭化粒を少量含んだ若干黒みを帯びており、御殿方向に向かってゆるく上っている。杭はこの層の下端を頭にして、ゆるく上り始めた付近から約60 cmの幅に不規則に打たれており、幅60 cmのトレンチ幅の中に15本が確認できた。太さは直径35～70 mmで、頭部は腐朽が進んでいる様子が見える。耕作土層の下層はオリーブ黒色の粘りの強い地山層で、耕作土層が平坦

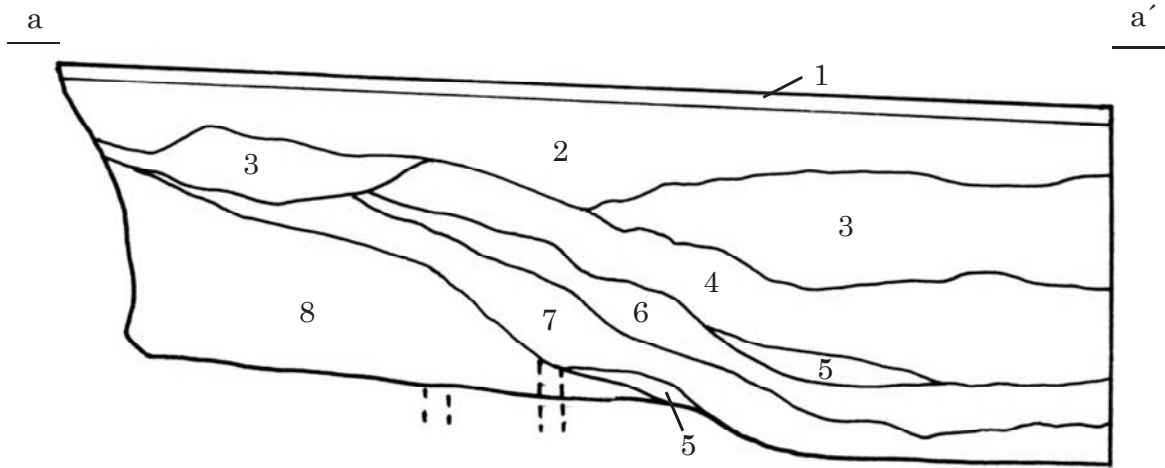
な部分では、その境界に凸凹がみられ、人為的な整地の痕跡がうかがえる。

B・Cトレンチは、いずれも地表から40cm付近までは、泥岩ブロックを含む攪乱層で、その下にはオリーブ黒色の粘りが強い地山の層となる。

Dトレンチは、表土除去を始めたところ現在使用していない浄化槽が現れたことから、掘削を中止し、攪乱の範囲とした。

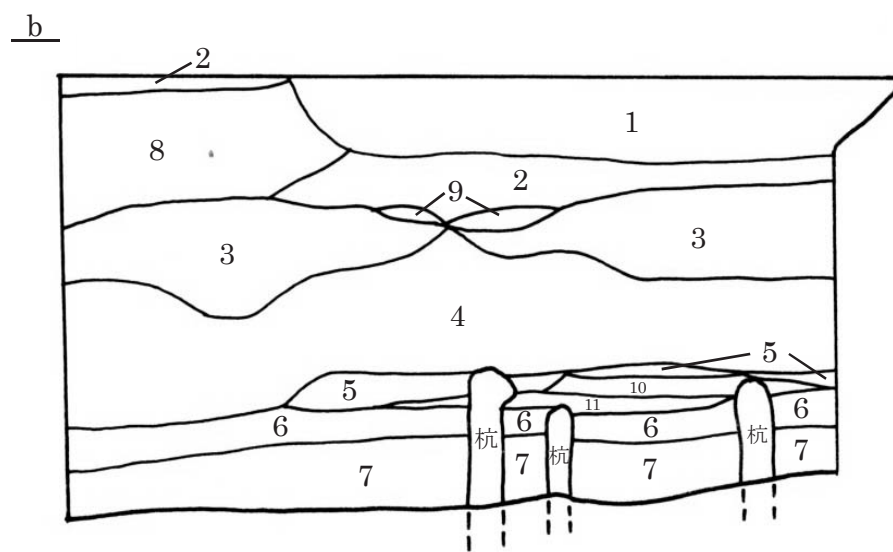


第4図 トレンチ位置図



土層解説

- | | | |
|------------------------|-------|-------|
| 1 アスファルト | 2 砕石 | 3 攪乱 |
| 4 オリーブ黒 炭化物少量 | ねばり強い | しまりあり |
| 5 オリーブ黒 砂粒子多量 | ねばりあり | しまり弱い |
| 6 オリーブ黒 泥岩ブロック少量 | ねばり強い | しまり強い |
| 7 オリーブ黒 炭化物微量、泥岩ブロック多量 | ねばり強い | しまり強い |
| 8 オリーブ黒 砂粒子少量 | ねばり強い | しまり強い |

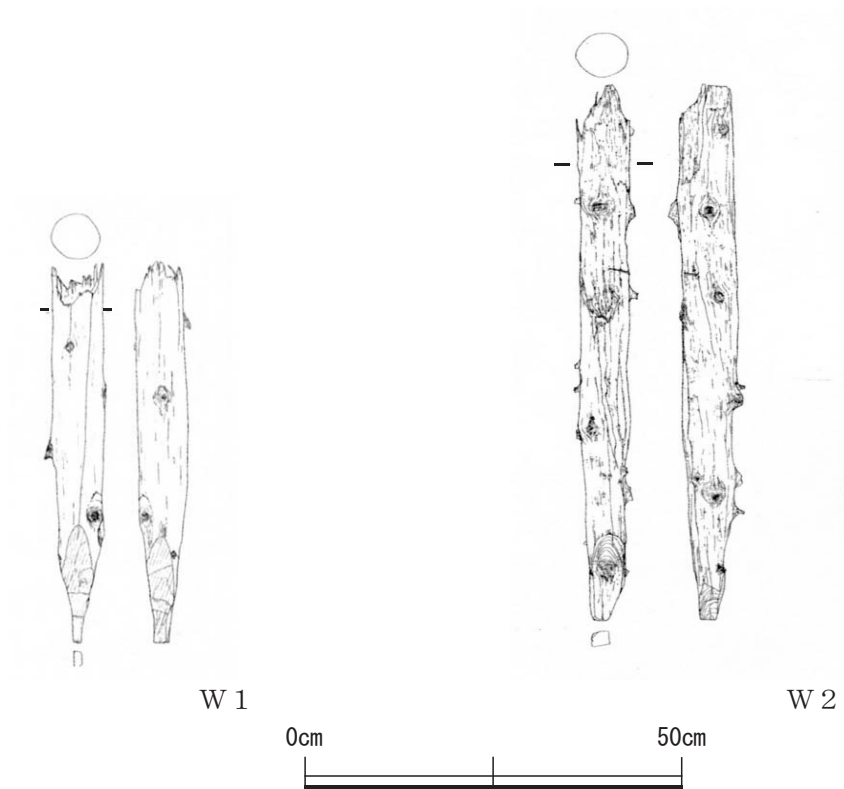


土層解説

- | | | |
|------------------------|-------|-------|
| 1 アスファルト | 2 砕石 | 3 攪乱 |
| 4 オリーブ黒 炭化物少量 | ねばり強い | しまりあり |
| 5 オリーブ黒 砂粒子多量 | ねばりあり | しまり弱い |
| 6 オリーブ黒 泥岩ブロック少量 | ねばり強い | しまり強い |
| 7 オリーブ黒 炭化物微量、泥岩ブロック多量 | ねばり強い | しまり強い |
| 8 褐色 泥岩ブロック多量 | ねばり強い | しまりあり |
| 9 黒色 | ねばり強い | しまりあり |
| 10 オリーブ黒 | ねばり強い | しまりあり |
| 11 オリーブ黒 炭化粒子少量 | ねばり強い | しまり強い |



第5図 土層断面実測図



第6図 出土遺物実測図

Aトレンチ内出土遺物観察表 (第6図)

(単位: cm)

番号	種別	器種	長さ	幅	厚さ	材質	特徴
W 1	土木材	杭	50	6.5	6.0	ヒノキ	先端部五方向からの削り加工
W 2	土木材	杭	75	5.9	6.3	ヒノキ	先端部四方向からの削り加工

〔第3次調査〕

第1・2次調査の結果に基づき、遺構の保護と軟弱地盤への対応のために新設する管理事務所の設計を変更するにあたり、改めて遺構の有無の確認のために確認調査を実施した。

今回の調査では、管理事務所の梁間方向に2本のトレンチを設定し、重機により表土除去を行い、必要に応じてトレンチを拡張した。

Eトレンチの東側壁面近くからは木杭が3本確認された。確認された高さは第1・2次調査と同じく、いずれもオリーブ黒色の粘りが強い地山層の中で、頭部には腐朽の痕跡がみられた。杭の範囲を確認するために、御殿側に約2m拡張したが、杭は確認できなかった。また、南端では地山層を掘りこんでガラスや陶器類が入ったごみを捨てたと思われる痕跡が確認され、この痕跡はFトレンチでも確認された。Eトレンチでは、地表から約60cm付近までは泥岩の大きなブロックが混入している攪乱層で、その下はオリーブ黒色の粘りの強い地山層で、この層は時間が経つにつれて酸化により褐色に変化した層である。

Fトレンチは、地表から約50cm付近までは泥岩の大きなブロックが混入している攪乱層で、その下はオリーブ黒色の粘りの強い地山層で、この層は時間が経つにつれて酸化により褐色に変化した層であり、Eトレンチと同様であった。

第4章 考 察

今回の調査地は、谷津状に入り込んだ地形であり、『桃源遺事』の「西山図」にも見られるように光圀の隠居時には水田耕作をしていた付近で、土層の堆積状況も粘りが強いオリブ黒色の層を地山にしている。

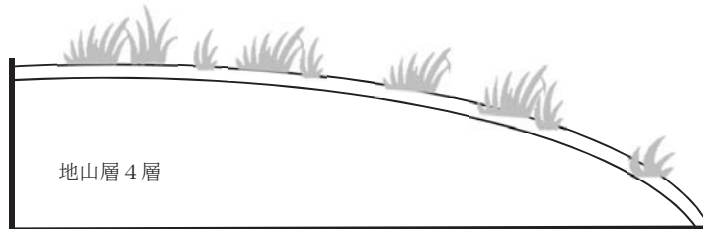
Aトレンチ北面の土層からはオリブ黒色でもわずかに黒ずんだ層が、御殿側に向かって緩やかに立ち上がる状況が確認できた。黒ずんでいることから一定期間陽の光を浴びて、この下層には凸凹があることから、耕作土層と考え、この緩やかな立ち上がりが水田の畦畔と思われる。確認された木杭は畦畔を補強するために打たれたものであろう。耕作土層の立ち上がりの先は攪乱によって確認できなかったため、この畦畔から上流部の状況は不明であるが、杭の範囲が120～130 cmと幅が広いことから、この畦畔は水田と水田の区画ではなく、谷津との境界の水田の最上流部にあたるものと思われる。

この杭列以外に、遺構は確認できなかった。Aトレンチの耕作土層が攪乱によって削平されていることから、杭列の上流部の遺構の有無は不明であるが、水田部の耕作土層の上面と攪乱によって削平された部分の高低差が約60 cmとなることから、水田の存在を考えるのは難しい。また、幕末に加藤寛斎によって書かれた『常陸国北郡里程間数之記』には、この場所に建物が描かれているが、今回の調査では建築物を建てたと思われる地業の痕跡も確認できなかったことから、昭和以降の管理事務所およびトイレ等の建築の際に大きな改変を受けているものと考えられる。

今回の確認調査で判明した水田開発過程

①水田開発以前（1691年まで）

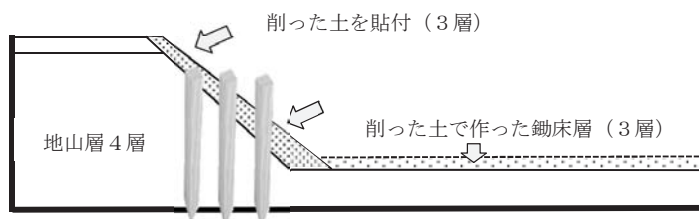
上流部の2方向の谷津からの堆積土でできた地山層（4層）からなる土地であったと考えられる。



②水田を開発

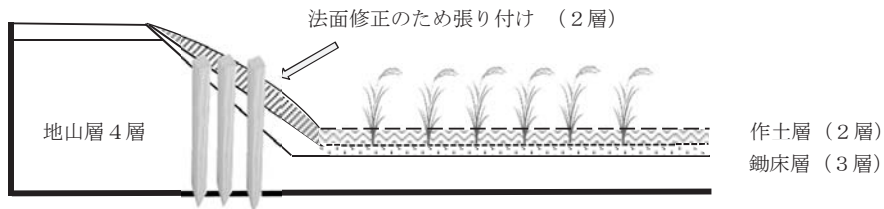
畦:地山層（4層）を斜めに削り、水田最上流部となる畦の斜面を作る。この際、この斜面に杭を打ち込み、削った土を貼って法面（3層）を補強したと考えられる。

耕作面:地山面（4層）を水平に削って床面とし、削った土でできた鋤床層（3層）は表面に凸凹が生じている。



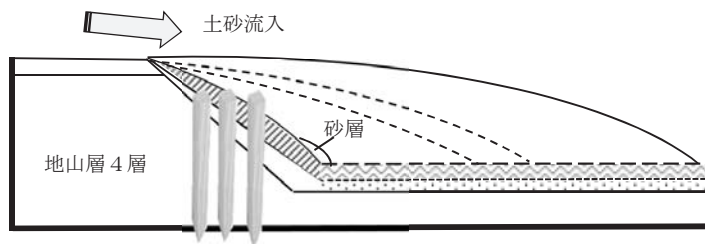
③水田耕作期間

水田の耕作期間は、耕作土（3層）の上部には水が張られ、日に照らされることによって鋤床層（3層）の上面が黒色土化（2層）した。併せてこの耕作期間に黒色土の作土層（2層）を随時法面に貼り付け、畦の法面補強を行ったと考えられる。



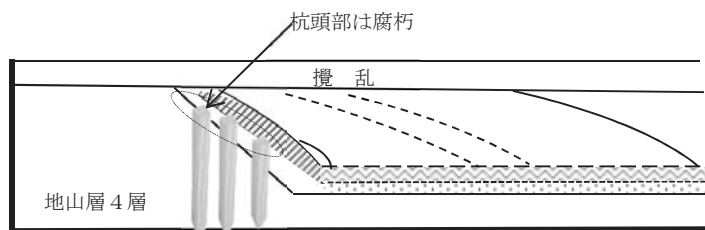
④耕作放棄後

この地の水田が廃絶されたことから、上流部の2方向の谷津からの土砂が耕作土層（2・3層）の上に流入し堆積（1層）した。法面から水田面への転換地点の黒色の作土層（2層）の上には砂層があり、水が流れた痕跡が伺える。



⑤後世の地業

江戸時代末期にはこの地に建物がある絵図があることから造成が行われたことがうかがえる。昭和23年の米軍撮影の航空写真では、現在、池がある付近まで建物があることが確認できることから、明治から昭和前期の間にさらなる大造成が行われたことで攪乱が入り、江戸時代末期の絵図にある建物の地盤が破壊され、攪乱層になったと考えられる。



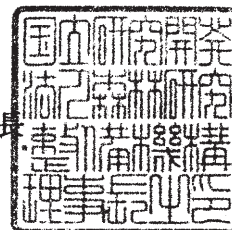
参考史料・図書

1. 常陸太田市史編さん委員会『常陸太田市史 通史編 上』1984 常陸太田市
2. 西山荘調査委員会編『茨城県指定史跡 西山荘調査報告書』1980 茨城県建築士会水戸支部
3. 『常陸国北郡里程間数之記』国立国会図書館所蔵
4. 常陸太田市教育委員会・公益財団法人徳川ミュージアム編『西山荘調査報告書』2015 常陸太田市教育委員会

鑑 定 書

平成 30 年 3 月 14 日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構理事長



鑑 定 者	森林総合研究所 木材加工・特性研究領域 組織材質研究室 安部 久	
鑑 定 年 月 日	平成 30 年 2 月 20 日	
鑑 定 住 所	茨城県常陸太田市金井町 3 6 9 0	
依 頼 者 氏 名	常陸太田市長 大久保太一	
提 出 試 料	供試品 木板 2個 50mm×50mm	
依 頼 事 項	木材の鑑定 (樹種)	
鑑 定 結 果	現時点での鑑定技術においては、供試品は2個とも、ヒノキ科(Cupressaceae) ヒノキ属(Chamaecyparis)の木材と判断されます。	
備 考	この試験結果を公表する場合は、この鑑定書の全文を掲げることとし、抄録または他の事項を添記してはならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に当機構とその内容について必ず打ち合わせるこ と。	

写真図版



調査区全景



Aトレンチ (東から)



Aトレンチ (南東から)



A トレンチ土層断面(南から)



B トレンチ (東から)



C トレンチ (東から)



Dトレンチ (東から)



Eトレンチ (北西から)



Eトレンチ拡張部



F トレンチ 1 (北西から)



F トレンチ 2 (北西から)



F トレンチ 3 (北西から)



W 1



W 2

報告書抄録

ふりがな	ひたちおおたしないいせきちょうさほうこくしょ							
書名	常陸太田市内遺跡調査報告書							
副書名								
シリーズ名	第11集							
編集者名	山口憲一							
著者名	西野 保、山口憲一							
編集機関	常陸太田市教育委員会							
所在地	〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690							
発行機関	常陸太田市教育委員会							
発行年月日	平成30年(2018)3月28日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
西山御殿跡 (西山荘)	常陸太田 市新宿町 字 西山 590 番外	08212	150	36° 32' 29"	140° 30' 23"	H28.10.26 ～ H28.12.13	57 m ²	管理事務所 建替えに伴 う
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
西山御殿跡 (西山荘)	建物 庭園	近世	水田跡	木製品(杭) 陶器		『桃源遺事』の「西山ノ 図」にも見られる水田耕 作をしていた付近より、 畦畔を補強するために 打たれたと思われる杭 列が確認された。		

常陸太田市内遺跡調査報告書

第11集

(平成30年)2018年3月28日発行

編集・発行 常陸太田市教育委員会
〒313-8611 常陸太田市金井町 3690
0294-72-3201

印刷 有限会社カシムラ印刷
〒313-0016 常陸太田市金井町 1902-9
0294-72-0590

